

第 2 4 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成 2 0 年 6 月 2 6 日（火）

1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 4

場所：合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

事務局 大変お待たせしました。それでは、ただいまから始めたいと存じます。山内先生の方からお願いいたします。

山内部会長 それでは、ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第 24 回総合部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また足元の悪い中を御出席いただきましてありがとうございます。

まずはじめに、事務局の民間資金等活用事業推進室の赤井室長から、専門委員の選任についての御報告があるということですので、よろしくをお願いいたします。

赤井室長 専門委員の改選が一部ございましたので、私の方から御報告をいたします。

専門委員で総合部会のメンバーでもありました松本俊彦専門委員、三井清専門委員が3月末に、伊藤宏治専門委員が6月19日に辞任され、これに伴い、新たに株式会社みずほコーポレート銀行ストラクチャードファイナンス営業部長の今道健氏、株式会社日本プロジェクトファイナンス代表取締役社長の岩崎正義氏がそれぞれ4月1日付で、また、埼玉県企画財政部改革推進課長の小島敏幸氏が6月20日付で専門委員に任命されました。また、本総合部会に所属することについて、PFI推進委員会の渡委員長より指名がございましたので、御報告を申し上げます。新しいメンバーの名簿はお手元にお配りしているところがございますので、御参照を願います。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。今道専門委員、小島専門委員におかれましては、これからいろいろお世話になると思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、岩崎専門委員につきましては、本日は御欠席と伺っております。

先ほど御報告がありまして、現状を申し上げますと、委員数というのが20名ということで変更はございませんが、本日は、この20名のうちの15名の委員に御出席をいただく予定です。したがって、定足数の過半数を超えておりますので、委員会は適法に成立しておりますことを御報告を申し上げたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

今日の議事でございますが、PFI事業実施プロセスに関するワーキンググループで取りまとめられました「標準契約書モデル及びその解説(案)」というもの、それから「要求水準書作成指針(案)」、それから、VFM評価に関するワーキンググループにおきまして取りまとめられました「VFMのガイドライン改正案」、この3つについて御審議をいただくということになると思います。

それぞれのワーキンググループを行ないまして、ワーキンググループのメンバーの方々からいろいろ御意見いただきました。この意見を踏まえまして修正を加えました。その上に更に、事務局を通じまして、関係の各省庁からの事実誤認等の御指摘をいただきました。本日は、以上の結果を盛り込んで案を用意させていただいているという具合であります。

それでは、事務局から内容等について御説明をいただきまして、もう一度ここで皆さんと御議論をしたいと思います。その結果を踏まえまして、PFI推進委員会の総合部会と

して取りまとめをしたいと考えておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

まずは事務局から御説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、はじめに資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日、恐縮ですが、資料、大変大部になってございます。

上からごらんいただきますと、まず議事次第の1枚紙。座席表。その後に、本資料としまして資料1から資料5までございますが、資料1、契約の主要な論点については、今、印刷中でございますので、抜けておるかと思えます。

資料2が標準契約書モデル。

資料3が要求水準書作成指針の要旨。

資料4が指針の本体。

資料5がVFMのガイドラインの改定案という形になっております。

その次以降が参考資料となっております。

参考資料1が総合部会の名簿。

参考資料2がワーキンググループの名簿。

参考資料3がカラーの「課題への対応」という紙がございます。

参考資料4が、これは第1回のプロセスワーキンググループの資料でございますけれども、標準契約書モデルの作成方針についてという紙。

参考資料5が、標準契約書モデルの概要の紙でございます。

参考資料6が、各章の構成、重点検討課題の組み込みというカラーのものがございます。

参考資料7が「単品スライド条項の適用状況について」という紙。

参考資料8、「要求水準書作成指針のポイントと構成」というカラーのもの。

参考資料9は、総務省政策評価について。

参考資料10がVFMのアンケート結果。

そのあとに、ガイドライン改定等に関する冊子をはさみまして、参考資料12が、環境の方の地球温暖化防止の報告のサマリー、それと、本体が参考資料13でございます。

参考資料14が補助金等の適用状況についての概要版。それと本体が参考資料15。

16としまして、前回の総合部会の議事録。

17としまして、契約の標準化に関する検討会合名簿というものがございます。

18-1としまして、「高橋委員からの意見への対応（総論）」というもの。

参考資料18-2が、これは光多先生への御意見への対応でございます。

それと、参考資料18-3が、横長の同じく高橋先生からの御意見と対応内容というものの。

参考資料19-1は、標準契約書モデルの主要な論点。これは6月3日に行なわれましたプロセスのワーキンググループからの修正履歴付のものになってございます。

その次に19-2というものが入る予定でございますが、こちらの方もまだ間に合っておりません。

その後が参考資料 20、V F Mガイドラインの改定案。これは 6 月 16 日に行なわれましてワーキンググループからの変更履歴付のものでございます。

それと、参考資料 21 としまして、これまでの委員・専門委員の皆様からの御意見をまとめた厚いものがございます。

参考資料 22 が、推進委員会令、23 が議事規則、そして最後に、昨年 11 月に取りまとめをいただきました報告の冊子がございます。

資料としては以上でございますけれども、不足等ございましたら、事務局の方までお申し付けいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

事務局 資料の方、不手際ございまして、誠に申しわけございません。ただ、時間の関係もございまして、恐縮でございますが、説明の方に入らせていただきたいと存じます。

本日、総合部会ということで、ワーキングの議論を初めてお伺いになれる方もいらっしゃるということで、概要をパワーポイントでまとめさせていただきました。まず、それに従いまして、ごく簡単に御説明させていただいた後に、各委員の皆様方から出された意見の具体的な処理につきまして御報告を差し上げたいと存じます。

それでは、今日、パワーポイントが画面で見れるところに会場を設営いたしましたけれども、参考資料 5 をごらんいただきたいと存じます。参考資料 5 に従いまして、簡単に「標準契約書モデル及びその解説（案）」につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

A 委員 順番ですが、先ほど来、資料が欠けているということでございますので、今日は大きく言って 2 つテーマがあるかと思うんですね。1 つは要求水準と標準契約、もう一つはバリュー・フォー・マネーの関係。特に、先日、事務局の方からお伺いしたのは、バリュー・フォー・マネーについての総務省からの案、それについての議論。私が拝見するところ、そちらの方はとりあえずお答えをしなければならないという切羽詰まった状況があることだし、席上、それほど大きな課題もない。受けられる方も先方もそういう程度でよろしいのかなという御解釈がありそうなので、まずそこから片づけておかれた方が議論が早いのではないかと存じます。資料をいただいてから、今の契約、要求水準については、私も拝見していませんから、その方がよろしいのではないかと存じます。いかがですか。

山内部会長 今、資料が欠けているのはそういう部分でどうなんですか。

事務局 資料が欠けておりますのは、標準契約モデル及びその解説の主要な論点というものだけです。それで、基本的にはお時間も限られておりますので、まず、3 つの論点につきまして、全体をまとめて当方から説明をさせていただいて、その後、まとめて御議論していただくということでお願いをしたいと思います。その際、説明を V F M からそれでは差し上げるようにいたします。

山内部会長 そうしましょう。

事務局 それでは、まず、V F Mの方から御説明をさせていただきたいと存じます。関係する資料、幾つか分かれておりますけれども、まず、資料 5「V F Mに関するガイドラ

インの改定」、参考資料 20 の方に、V F M改定案の、前回 6 月 16 日に V F Mのワーキンググループを行なっていただきましたが、そこで提示したものからの修正履歴付のものがございます。

それと、参考資料 10 といたしまして「V F M評価結果の公表に関するアンケート調査結果」というもの、それと、その 1 つ前に「総務省「P F I 事業に関する政策評価」について」、参考資料 9 でございます。この 4 点が V F Mの関係ということでございます。

まずは、この入り口となります総務省の政策評価の関係について簡単に触れさせていただきますと、参考資料 9 をごらんください。

前回の総合部会の際にも御説明をいたしましたけれども、本年 1 月 11 日に総務省より、政策評価に基づく勧告をいただきまして、その中で 4 点指摘がございましたうちの 1 点が「V F M算出の客観性・透明性の確保」ということで、具体的には、V F Mの算出に関して V F Mの公表、ここの部分をもっとより充実させるべきだという勧告でございました。

この勧告を踏まえまして、ワーキンググループで御議論をいただいて、更に御意見をいただいたものを反映したものが、資料 5 及び参考資料の 20 としてお配りさせていただいておりますのでございます。その前段としまして、参考資料 10、アンケートを私どもの方で発注者に対していたしましたので、これを簡単に紹介させていただきますと、V F Mの評価に関しましてアンケート調査ということで、参考資料 10 をごらんください。

1 枚おめくりいただきますと、まず、特定事業選定時の V F M評価の公表について、実態としてどの程度公表されているかということでございますが、簡単に申し上げますと、V F Mの率あるいは割引率については非常に公表がされておりますけれども、それ以外の項目については非常に少なくなっている。ただし、地方公共団体の場合は、その他の項目についても多少公表の割合が高くなっているという形でございます。

1 枚おめくりいただきまして 4 ページでございますけれども、P F I - L C Cの算出方法ということで、ここでは、算出方法につきましては、一定比率。要は、いわゆる削減率と言われているもので、昨年の V F Mガイドラインの改定の際には、こういうものの使用は慎むべきであるというように御整理いただいたものでございますが、これが使われているものが 6 割以上でございますということでございます。

更にその次のページをおめくりいただきまして 6 ページ目のところですが、では「事業者提案の V F M公表について」ということでございますけれども、事業者提案の V F M公表については、全体で 8 割近くが公表しているという結果になってございます。

こうしたアンケートの結果を踏まえまして、今回、ガイドラインの改定案というものを作成させていただきました。資料 5 と参考資料 20 の方をごらんいただきたいと存じます。

まず、資料 5 の方をごらんいただきますと、1 ページ目のところで下線を付けてございますけれども、これが今回改定をすることによって追加をしようとする内容でございます。逆に言いますと、現在公表の規定としましては、下線のない部分だけがその公表の規定と

して簡単に書いてあるというものでございますが、それに加えて、例えば、(1)のところだと、VFMの評価の過程、評価方法についても公表すべきであると。(2)のところ、留意点を3点ほど掲げさせていただいておるという形で、(3)のところでは、これはただし書きとして、従来、「入札等において正当な競争が阻害される場合においては、VFMの程度のみを示すことでも差し支えない」とありますけれども、その後になお書きとして、「その場合は、事業者選定後の段階で同様式に基づき公表すべきである」と。これは事前にB専門委員の方から御意見をいただいたところでございますけれども、こういうものを付け加えさせていただいております。

その次からがVFMの公表様式ということで、具体的な公表の内容につきまして御説明をさせていただいたところでございます。中身としましては、1ページ目のところで、PSCとPFI-LCCとVFMの値ということで、具体的にこういった項目を公表すべきだということ。

2ページ目のところで、VFM検討の前提条件。例えば、割引率、物価上昇率、リスク調整値というものを公表すべきだということ。

3番目のところは、事業費などの算出方法、こういうものを公表すべきだということでございます。

2ページ目の一番下の(4)のところでは、事業者選定時、この場合にもVFMの評価方法を含め公表することが適当であるとした上で、具体的な内容としまして、その次の3ページ目のところにフォーマットを入れてございます。

それ以降のところ、3ページから5ページまでは、本文に対する考え方、いわゆる解説を加えていったところでございます。

その次に、6ページ以降では、VFM公表様式の記載例ということで、具体的にこのような様式で記載していったらいいのではないかとということで書かせていただいております。

中身としては以上でございますけれども、前回のワーキングの際、あるいはその後に委員の先生方から御指摘をいただいたところを補足して御説明させていただきますと、例えば、2ページ目のリスク調整値の定義のところですか、あるいはその下の運營業務の言葉の使い方、ここはA委員から御指摘いただいたところを加えたところでございます。

あるいは3ページ目のところで、リスクの定性的な項目の話、O委員、N専門委員等から御意見いただいたところを加えさせていただいております。

それと、コンサルタントに関する規定が4ページ目の下の方にありますけれども、ここは発注者が主体的にやるべきだというN専門委員の御指摘がございましたので、そこを敷衍した格好となっております。

その他、細かいところ、いろいろと御指摘いただいたところはございますけれども、割愛させていただきたいと存じます。

以上でございます。

それでは、契約の方はまだ印刷が間に合っておりませんので、要求水準の方を先に御説明させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、要求水準書作成指針につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、本件、契約の方の話とも密接にリンクしてございますので、全体の進め方の方は、事務局から契約の方の話と併せて御説明させていただきますけれども、まず先に、要求水準書作成指針の中身につきまして、私の方から簡単に御説明させていただきたいと存じます。お手元の資料で申し上げますと、資料3と資料4、それと、参考資料8、これが要求水準書作成指針の関係でございます。

まず、中身の方、ポイントを参考資料8、これはパワーポイントの資料で画面にも映してございますけれども、こちらに沿って内容の説明をさせていただきたいと存じます。

まず、お手元の参考資料8、カラーのものをごらんいただきたいと存じます。

まず、「要求水準書作成指針のポイントと構成」とございますけれども、ポイントのところ「より明確に、より具体的に、合目的的に柔軟に」ということで、要求水準を明確化するという観点から、具体的な作成のノウハウを提示したというものでございまして、作成の考え方を示すとともに、チェックリスト等を実践編として提示したという形のものになってございまして、発注者の皆様がすぐに使えるものとして取りまとめをさせていただいているという格好でございます。

その下の構成のところでございますが、理論編、実践編と便宜的に分けてございますけれども、まず、理論編のところでは、要求水準書作成の考え方を整理をさせていただいた上で、実践編のところでは、要求水準書の構成、それと作成プロセスという形で、具体的には、この右のところに囲いがありますけれども、チェックリストというものを要求水準書をつくる上でどういうところに気を付けていったらいいかということをもとめたものをチェックリスト形式でまとめた、そういった内容になってございます。

では、具体的な中身でございますけれども、次のページをお願いします。

まず1番目に「管理者等の意図の明確化」というものがございます。発注者が何を求めているのか明確に整理し切れていないということが課題として出発点でございまして、それに対しまして、PFIの検討の前段階で「事業コンセプト」、これは事業の目的という位置付けでございますが、こういうものを明確にすべきであると。あるいは、導入可能性調査段階で、「PFIコンセプト」と言っておりますが、これはPFIを実施するに当たり、管理者等が特に何を期待しているのか、こういうものを明確にすべきであるということを書いてございます。

具体的に事業コンセプト、これはPFIの外側でございますので、導入可能性調査の前の段階、事業をやる段階で基本構想、基本計画というものを策定されるかと思っておりますけれども、その中で、この事業はどのような目的でやるのかということをもとめて整理して事業者を示す必要があるということをもとめました。

その次に、PFIコンセプト、これはPFIの中の話になりますけれども、例えば導入

可能性調査の段階で、要求水準書案の中にPFIでこの事業をやる場合に、どういうところに期待をするのかということコンセプトとしてまとめて、考え方を盛り込むべきであるという形のものになってございます。

次は「要求水準書の明確化」というポイントでございます。

これは、アウトプット仕様では達成すべきレベルを民間事業者に客観的に伝えることが難しい場合があるということで、例えば、ポイントとしては、数値的な基準を盛り込むというような客観的な整理が必要であろうと。あるいは、民間の創意工夫を阻害しないように、インプット仕様。アウトプット仕様が原則ではありますが、適宜インプット仕様を織りまぜて使うことによって、より分かりやすいものになるということがございます。

それと、BPRの促進とありますけれども、現行の業務のプロセスをまず事業者に示すことによって、更に民間事業者の方で具体的にここをこうしたら、より効率的な業務のプロセスが形成されるというBPRの提案を求めることも一つの方法であろうということで整理をしております。

具体的な中身としまして、まず、要求水準書に求められる要件。これは3点ほどに整理をされようかと思えますけれども、1つは、管理者等が何を求めているか明示的に示すこと。2つ目が、その実現に際し、民間の創意工夫が最大限発揮されるような配慮をすること。3つ目が、民間の創意工夫が発揮されるサービスの提供について、達成すべき基準を明確にすることという3点ほどが要求水準書に求められる要件かと思えますけれども、その前の二者の観点から、要求水準の明確化という観点から考えますと、例えばということでこの3つほど整理をしております。

1つが左下のところでございますが、トラックレコード（履歴）等を活用した要求水準の客観化ということで、主観的な要素が多い場合であっても、例えばクレーム情報のようなものを集約して客観化をすることができるということがございます。

2つ目がインプット仕様の適切な活用とございますけれども、アウトプット仕様、性能発注でございますけれども、インプット仕様をうまく使うことによって、より分かりやすくなる。例えば、管理者の意図をより具体的に伝達できる場合ですとか、あるいは法令によってインプット仕様が決まってしまう場合、あるいは、ここの部分はこういうふうにしてほしいというようなインプット仕様を具体的に示したい場合、こういうときはアウトプットということにこだわらず、インプット仕様も活用することが可能でしょうと。ただし、その場合でも、これがあくまでも参考として示されるものなのか、あるいは拘束条件なのかということをはっきりさせる必要がありますということでございます。

3つ目が業務プロセスの明示によるBPRの促進ということで、例えば、病院事業のような多数の事業から構成されている事業では、BPRを行なう効果が大きいということで、では、民間のBPRの提案をさせるためには、現状の業務プロセスを参考資料として出す必要があるということを書いてございます。

次の論点が「達成すべき基準の明確化」ということで、先ほどの要求水準書に求められ

る要件のうちの3点目、達成すべき基準を明確にすることという観点からは、3つほど大きなポイントを掲げております。

1つ目が左のところ、要求水準に対応したモニタリング指標の設定ということで、モニタリング指標及びその計測方法、修復期間、こういったものを予め検討して、要求水準書と一体的に作成することが必要であると。例えば、こういうものを「モニタリング基本計画書」というものにまとめて公募書類の一つとして提示するというようなことがございます。

その次が、事業目的に合致した、モニタリング指標と支払メカニズムの連動ということで、PFIでは、要求水準を満たしたサービスの履行を促す支払メカニズムが必要でありますけれども、この支払メカニズムは、アウトプット仕様、発注者の考えるアウトプットの重み付け、これを明確にするような性格のものでございますので、こういう支払メカニズムをモニタリング指標と連動させて一体的に示していくということも必要であろうということでございます。

3つ目の点が組織品質や業務全体の傾向を評価する指標の活用ということで、SPCのマネジメント能力の重要度が高い事業では、アウトプット仕様とは別に、経営管理的な指標を活用することで業務全体の傾向を把握することが有効であろうということがございます。

次のポイントは「三位一体の検討プロセス」ということで、先ほどのところでモニタリング事業と支払メカニズム、これを要求水準と連動して検討することが必要だということをお願いしましたがけれども、では、具体的にどういうプロセスでそういった検討をしていくべきかということを整理したのがこの項でございます。

課題としましては、この要求水準、モニタリング、支払メカニズム、これらの関連性が不明確なまま民間に提示されているということがございますので、こういったものを導入可能性調査の段階から一体的に検討する必要があるだろうということで、そのプロセスを下の検討フローの例という形で整理をさせていただいております。

例えば、導入可能性調査の段階では、事業コンセプトを構成するアウトプット項目を設定した上で、右に行っていただきまして、モニタリング方法の検討、更にその右の支払メカニズムの検討、こういったものを踏まえて、基本的な枠組みを構築した上で、それぞれ要求水準書の骨子、モニタリング基本計画書の骨子、あるいは重要な条件を記載した書面、こういったものを作っていく。更にそこから実施方針の公表の段階にいくわけでございますけれども、具体的な検討を行なった上で、要求水準書(案)、モニタリング基本計画書(案)、重要な条件を記載した書面、こういったものができ上がり、更にモニタリング指標と支払メカニズムの妥当性の評価を踏まえた上で、実施方針の公表という形になっていきまして、更には、応募者等との対話等により、修正を行なった上で、実際、公募の段階で公募をされていくといった形にプロセスとしては整理をされようかと思います。

最後が、ちょっと毛色が違ったポイントですが、「地球温暖化の防止」という観点。こ

れも昨年 11 月の報告では、大きな重点的に措置すべき検討課題として整理をしていただいたところでございますので、要求水準の観点からも地球温暖化の防止に資するような検討項目というのを一つ入れたものでございます。

具体的な課題といたしましては、設計、建設や運営段階で、省エネルギーを促進する仕組みが構築されていないということがございますので、省エネルギー、CO₂排出量の削減が達成されるように配慮すると。具体的には、光熱水費を P F I - L C C に含めることが有効であるというのが一つのポイントでございます。

その下に表の形でまとめてございますけれども、類型 1、2、3 と 3 つございます。それぞれ、光熱水費の負担、エネルギーマネジメント、それを民間事業者、管理者、これのどちらの負担とするかというところで類型を分けたものでございます。

この場合、民間事業者に光熱水費の負担、エネルギーマネジメント、両方を民間事業者に任せただけの方が民間の創意工夫をより発揮するという観点から、エネルギーに関して、設計から運営、維持管理まで、一気に一貫して最適化することが可能になり、割高な省エネルギー施設の導入や運営段階のエネルギーマネジメント、こういったことを通じて、より CO₂ 排出量の削減に資するのではないかと。逆に、こういったものを管理者負担としたままでは、CO₂ 削減という観点ではなかなか望ましくないのではないかとという形で整理をさせていただいております。

事務局 部会長、大変事務局の勝手な都合で恐縮でございますけれども、「標準契約書モデル及びその解説(案)」自体は、皆さんのお手元でございます。それで、大変恐縮でございますけれども、まず、先ほど申し上げましたとおり、概要、具体的な今後のスケジュールにつきまして、まず御説明をさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

山内部会長 資料ができたみたいですが、では、これを配付していただいて。

B 専門委員 すみません。要求水準書の方は、見え消し版と御説明はないんでしょうか。今みたいに何をどう直したかという御説明は。

山内部会長 資料 3 と資料 4 のことですか。

B 専門委員 ええ。見え消し版ではないし、これでは何をどう直したのか分かりませんね。それを説明していただかないと分からないでしょう。資料は見え消し版はないんですか。

事務局 見え消し版までこちらの方は御用意をできなかったのですが。

B 専門委員 なぜほかのは作って、これだけは作らないんですか。分からないじゃないですか。時間が限られるわけですから、何をどう修正されたかを一覧できる書類があるほうがわかりやすいはずですが。分かりますか、これで。御説明できますか。

事務局 B 先生の御意見に従って、一つ一つ申し上げればいいじゃないですか。

B 専門委員 いや、私の意見じゃなくて、何を变えたか聞きたいんです。

事務局 B 先生からしかこちらの方については御意見をいただいておりますので。

B 専門委員 だから見え消し版を作らなかったのですか。

A 委員 よろしいですか。私も細かな点は申し上げなかったんですけども、意見としては既に述べているんですが、要求水準書の位置付けですね。これは私が申し上げた部分も一部あるんですが、そもそも標準契約を作るときに業務要求水準がはっきりしていなければ、どうやって作るんですかと。非常にプリミティブで基本的なところから始まって、それで取り上げていただいたという経緯はございます。

しかし、前に申し上げたんですが、標準契約書を主体に考えた場合に、業務要求水準というのは極めて重要ではありますけれども、私の意見書にも出ていますが、業務要求水準書をいかに作るかという方に実務家の立場の視点を当てますと、これ、ちょっと違うのではないかと。僕はこれを全部出すなんて申し上げているのではないんですよ。業務要求水準書が標準契約書に与える影響というのは無視できないんだから、そういう意味で出してほしいということで申し上げた記憶もございますが、そうしますと、どちらが重要かという、標準契約、これをずっと議論していく中で、それを受けて、標準契約で業務要求水準書がどうやって入ってくるか。その部分、例えば義務規定なんかは必ず入ってくるわけですね。そういうときの参考資料として、その位置付けで出されたらいいのかなと。勝手に先走って申し上げますと、ここにガイドラインと書いてありますけれども、業務要求水準書のガイドラインというよりは、標準契約を作るときに非常に重要な課題としての参考資料という位置付けであった方が分かりやすい。

そうすると、資料の関係もございますが、まず、標準契約について議論されたいかがかなと思いますけれども。

山内部長 まず、見え消し版の件は、説明はどうしますか。

B 専門委員 あるいは、先生がおっしゃっているとおり、最初にやっていただいて、時間をセーブするために。その間にコピーをとってもらってやれば、さっとできるのではないのでしょうか。大した理由じゃないでしょう。

山内部長 標準契約書モデルの問題点と概要について御説明いただきたいと思います。

B 専門委員 その間にコピーをやってください。

事務局 それでは、今御指示のございましたとおり、標準契約につきまして御説明を申し上げますとともに、今お話のございました要求水準については、見え消し版を大至急コピーをさせます。

F 委員 ちょっとすみません。要求水準、今回初めて作ろうとしているわけですね。B 委員の言う見え消しというのはどういうものでしょう。

B 専門委員 前のグループから修正されているわけで、何をどういうふうに修正されたか分からないからです。

F 委員 それはワーキンググループのレベルでやればいいことで、総合部会として見え消しというのは変だと思えますけどね。今日伺って総合部会で議論するわけですから。

B 専門委員 それはバリュー・フォー・マネーとして全部出ていますけれども。

F委員 それは標準契約書とは違うと思いますよ。

B専門委員 バリュウ・フォー・マネーと全く同じ。

山内部会長 バリュウ・フォー・マネーはガイドラインが既にあるので、その見え消しなんですよ。

A委員 提案です。時間のことをおっしゃるのであれば、内容を見て、私は、指針でやるには議論が尽くされていないと思いますよ。そういう意味で言いますと。それであれば、それを遅らせて、まず、標準契約の議論をなさったらいかがですか。

事務局 それでは、お時間の関係もございますので、標準契約の関係について御説明をさせていただきますと存じます。

参考資料5をごらんください。まず、これは全体の復習でございますけれども、基本的にはPFI推進委員会の報告で15の課題の整理をいたしました。そのうち、箱の中に入っております4つの課題、こちらについて半年くらいでアウトプットを出すということで、1月23日の推進委員会で渡委員長の方から御指示があったところでございます。

それで、1番、「個別具体のプロセスごとの課題」、こちらについての対応といたしまして、要求水準作成指針と標準契約書モデル及びその解説を作成をしておるということでございます。

それから、その次の「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」につきましては、これは関係省庁連絡協議会というところで今整理をしておるところでございます。本日は間に合いませんでしたが、7月15日の推進委員会では御報告をしたいと存じております。

それから、次、「地球温暖化防止への対応」ということでございます。これは本日、報告書としてまとめたものを御報告をさせていただきますと考えております。

それから、最後の「補助金、税制等の支援措置のイコールフットイングの必要性」ということでございますが、これは2月5日に先生方にお諮りをしたとおり、各省庁に対してアンケート調査を行ないました。その結果を今日御報告をしたいと存じます。

それでは、1番の「個別具体のプロセスごとの課題」の関係で「標準契約書モデル及びその解説」、簡単に内容について御説明をしたいと存じます。

個別具体のプロセス、PFIの具体的なプロセスがあるわけでございますが、その中で特に入札前のプロセスとして一番大事な話が、発注者の意図を明確に示す要求水準書でございます。しかしながら、要求水準書については非常に不明確で、場合によっては民間事業者に丸投げをしておるというような御批判、それから、場合によっては、要求水準の内容であるところのアウトプット仕様で積算をすると、予定価格を大幅に超えてしまう。予定価格との乖離といったような点が民間の皆様方からは御指摘をいただいたところでございます。そういったこともあり、要求水準の作成のためのいわばマニュアル、これを作成する必要があるのではないかとということで、推進委員会で御報告をいただきました。それについて先ほど御説明をしたところでございます。

それから、もう一点でございますけれども、これは公共の方から特にあった話でございますけれども、PFIというのは非常に複雑で難しいと。したがって、できる限りさまざまな分野で標準化を行なうべきではないかといった御指摘でございました。

それから、そういった御指摘を踏まえまして、標準契約化をするということで「標準契約モデル及びその解説」というものを今回作成をしたわけでございます。

具体的な内容でございますけれども、今回、ワーキンググループで3回ほど御議論をしていただきました。3月25日の一番当初のワーキングで具体的な審議項目については御議論をしていただいたわけでございますが、その際に5つほど項目を絞って御議論をしていただくということになったわけでございます。

まず第1が変更メカニズムということでございます。状況変化に対応した柔軟なサービス内容及びサービス対価の変更ということでございます。それから、もう一つが任意解除でございます。任意解除に対する対応ということでございます。3番目が紛争解決に対する考え方ということでございます。4番目が法令変更に対する考え方ということでございます。5番目がモニタリング・支払メカニズムに関する考え方ということでございます。

以下、それに従いまして、ごく簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

今回、「標準契約書モデル及びその解説(案)」、非常に大部な資料の2というものがございまして、今回一つ新しく付け加えたものとしたしまして、標準契約書モデルを考える際の基本的な考え方というのを新たに付け加えさせていただきました。ここに9項目ございまして、標準契約書ないしはこういったことを考えるに当たりまして、PFIの一つの基本的な考え方である、国民・市民のためのサービス価値の最大化ということを目指すということの一つ主眼に置くべきではないかということを一触れてございます。

それから、第2点目といたしまして、官民のコミュニケーションの必要性ということでございます。

3番は2番と関連をいたしますけれども、こういったコミュニケーションを十分踏まえまして、真の意味の官民のパートナーシップを目指していく必要があるということでございます。

4番目は、契約の柔軟性の確保ということでございます。

5番目は、当初の契約条件の明確化。

6番目は、リスク分担に係る曖昧さの排除。

7番目は、これは御議論があろうかと存じますけれども、SPCのあり方と統括マネジメント機能。

8番目は、国民・市民の目線からの事業の監視ということでございます。こちらにつきましては、例えば指定管理者につきましては、モニタリングの結果を過半数公表しておりますが、PFI事業については、私どもが把握している限りでは20%しか公表しておりません。こういったものに対して、国民・市民に対する説明責任を果たしていく必要があるのではないかとございまして、

9番目は、不断の改善に向けてということでございます。これは、ワーキングでは何度か御議論が出た話でございますけれども、やはりPFIというのは現在発展途上にあるものでございます。そういったものでございますので、こういった「標準契約書モデル及びその解説」というのも、今回、1つのドラフトとして出させていただいて、そしてそのパブリックコメント等を行ないまして、市場のいろいろな声も伺った上で、更にいいものにしていく。そういったプロセスを今後不断に行なっていく必要があるのではないかということについて触れさせていただいているところでございます。

そこで、「標準契約書モデル及びその解説」について、その他の留意点についても触れてございます。4つほどここに書いてございますけれども、「標準契約書モデル及びその解説」と申しますのは、もちろんこれから作る、そういった管理者等の皆様方の御参考にするということでございますけれども、当然既に契約締結済みの管理者等にあっても、本書を参考とした契約の見直しを想定しておるということでございます。

後ほど御説明をいたしますけれども、単品スライド条項について、最近、適用の話がいわゆる請負工事に出ておるわけでございます。例えば東京都さんからは、現在、PFI契約を結んでいるものについて、単品スライド条項が適用できるような規定を挿入したいと。その際にこういった標準契約モデルがあると大変ありがたいという御指摘もいただいているところでございます。こういった声を踏まえたということでございます。

それから、今回は契約例というものを添付する予定でございましたが、委員の皆様方からいろいろと御意見をいただきましたので、今回については契約例の添付を見送りました。しかしながら、やはりこういったものをお示しするに際しまして、一つのまとまった契約例を併せて示していくことが必要であろうということで、可能な限り、早いタイミングで総合部会推進委員会の皆様方の御同意をいただいて、契約例を添付すべきだろうと考えております。

それから、この「標準契約書モデル及びその解説」でございますけれども、当然これは具体的な契約を作る際の参考とすべきものでございますけれども、当然事業それぞれによってさまざまな特色、違いがございます。したがって、各管理者等の皆様方については、そういった事業の特性等を十二分に配慮して、適切な内容となるように検討が必要であろうということでございます。

それから、最後でございますけれども、これはあくまで一つの標準契約書モデルということで、どちらかという事業に共通的な事項についてまとめたものにすぎません。したがって、事業分野に応じてそれぞれの事業にふさわしい契約例の作成が期待をされるということでございます。ここににつきましては、「所管の省庁」という表現を使っておりますが、委員の皆様方からの御意見を踏まえまして、このような形で修文をさせていただきました。

以上が前書きの内容でございます。それでは、簡単に中身について触れさせていただきたいと存じます。

まず、「変更メカニズム」でございますけれども、当然PFIは長期契約でございます。したがって、10年、20年、30年の間には予期せぬさまざまな事象が起こるわけでございます。ただ、当然要求水準等を策定する際に、そういったことも予めある程度見越して、できるだけ変更がないような形で契約を作成するというのが第一でございます。

しかしながら、当然そうは言っても予測できないような事項が出てくることもございますので、そういったことに対しまして柔軟に変更に対応できる規定というのを入れていくべきであろうということでございます。

特に、変更につきましては、小規模な変更というものがかなり実態としては多いということでございますので、こういったものに対応した下位の変更メカニズムというのも併せて創設をするべきではないかという整理をさせていただいております。

次に、やはり変更メカニズムでございますが、サービス対価の変更、特に建設費の高騰に対する対応ということでございます。

御案内のとおり、鋼材、非常な勢いで今高騰しているところでございます。PFIについては、基本的にはリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担するというところでございますので、基本的には建設費の高騰というものについては、英国においても原則としては受注者の方で負担をするという考え方でございます。しかしながら、応札時点で民間が予測し得ないような急激な物価変動については、受注者が管理できるリスクの範囲を超えているのではないかということで、公共工事標準請負約款における調整事項のうち、単品スライドの部分と、スーパーインフレに該当するものについては、約款と同様に規定をするべきではないかということでございます。

この際、当然具体的にどういう形でこの単品スライド等の規定を適用していくべきかという基準等が必要でございますけれども、これらについては今後明確化していくことが望ましいということで整理をさせていただいております。

ちなみに、参考資料7をごらんいただきたいと存じます。新聞等で最近出ておりますので、御案内と存じますけれども、いわゆる請負の公共工事につきましては、既に国土交通省につきましては、6月13日に単品スライド条項を適用するという方向性を打ち出したところでございます。そのほか、東京都、埼玉県、そして横浜市、それぞれこういった時点で適用を開始しているところでございます。

したがって、PFIについても今後適用していくということが考えられるわけですが、そういったことを考えるに際しましても、契約の中にこういった単品スライド条項を適用するという規定がないと、そもそも適用自体ができないということになりますので、先ほどの東京都さんのお話が出てまいっておるわけでございます。

それから、ソフトサービス対価の変更ということでございます。ソフトサービスと申しますのは、例えば清掃であるとか、リネンサービスであるとか、どちらかと申しますと人件費が主体になるようなサービスでございます。こういったものにつきましては、大体5年程度は物価のインデックスと、人件費ですから同じように推移していくわけですが、5

年をすぎると、物価のインデックスと上昇率等々が乖離をしていくというようなところがあるようでございます。したがって、そういった年数を過ぎた段階で、市場の実勢価格とアジャストメントをするような何らかの仕組みが必要であろうということでございます。

英国では、ベンチマーキングであるとか、マーケットテストといったものを使っておりますので、こういったことを我が国でも参考にして対応していくべきではないかということでございます。

次に「任意解除」でございます。任意解除と申しますのは、発注者都合による解除でございます。これは当然公共側の政策の変更であるとか、住民ニーズの変化によってあり得ることでございますけれども、言ってみれば、これは受注者ないしは民間事業者の方に何らかの責めがあるかということ、そういうことではございません。言ってみれば、発注者に責めがある解除ということになりますので、発注者の債務不履行による解除と同等な考え方で整理をするのが適切ではないかということでございます。

したがって、発注者による債務不履行と同様の損失補償の支払を契約において義務付けていくことが必要ではないかということでございます。こういったことを義務付けをすることによりまして、軽々な発注者による任意解除というものを抑制するという効果もあるのではないかとございます。

次に、「紛争予防と解決のためのメカニズム」でございます。紛争、当然これは発注者、受注者、日ごろのコミュニケーションということが極めて重要であるわけでございます。こちらに留意点と書いてございますけれども、これは英国の方のHM Treasury がまとめたものを少し抜粋しているわけでございますけれども、官民双方の見解を理解し、また尊重すること。知識、目的を共有すること。言ってみれば、相互にまず理解をしていくということが一番大事であると考えられるわけでございます。こういったことを日ごろからやっていくということが紛争予防の最も大事なポイントではないかとまず思うわけでございます。

ただ、不幸にして、紛争が起きてしまった場合でございますけれども、この場合は当事者間で協議をしていくということでございます。したがって、当事者間で協議をする仕組みというのを明確に条項で整理をしていく必要があるであろうということでございます。

それで、当事者間で協議がまとまらない場合でございますけれども、この場合は、当然すぐに裁判手続に移行するということもあり得ます。その場合、いろいろな対応策があると存じますが、一つの考え方といたしまして、中立的な第三者が関与していくということもあり得るであろうということでございます。したがって、今回一つの選択肢として中立的な第三者が関与をするということも規定の中に盛り込まさせていただいたところでございます。

次に「法令変更」でございます。こちらにつきましては、一番わかりやすい例で、建築

基準法の改正がございます。例えば、建築基準法が入札の公告の段階では改正をするかどうかよく分からなかったと。しかしながら、実際に落札が終わりまして、そして契約が締結されるという段階になりまして、建築基準法の改正も終わり、具体的な基準が作成された。その結果、例えば、芯のところに入れる鋼材が従来は2本でよかったものが3本必要になった。それで、例えば全体の工事費が1億円増加したといったような場合について、その費用負担をどのように考えていくかということでございます。

これについてもさまざまな考え方があろうかと存じます。したがって、なかなか一義的にこう考えていくべきということは難しいかと存じます。

ここでは一つの考え方ということで例として挙げさせていただいているわけですが、一つの考え方としては、先ほど申し上げたような物価等の指標、インデックスでございますけれども、こういったもので吸収できるようなもの。例えば、法人税法の改正といったようなものですね。こういったものについては、これは一般的な法令変更ということで受注者が負担をするという考え方も一つあり得るのではないかと。

それから、例えば今申し上げたような建築基準法の改正によりまして、一定の負担が増えるといった場合につきましては、これは極めて特殊な個別の事業に対する事例ということになりますので、これは当該事業に直接影響を与える法令変更ということで、発注者の負担というように考えていくということもあり得るのではないかと存じます。

これを一つの考え方といたしまして、今回整理をさせていただきました。もちろんその他いろいろな考え方があろうかと存じます。

次が「モニタリング・支払メカニズムの充実」ということでございます。

御案内のとおり、私も、我が国のPFI、305事例でございますけれども、そのうちの過半数が既に運営段階に入っております。しかしながら、運営段階に入った事業が過半数を超えたのは平成18年でございますので、まだ2年ちょっとしかたっておりません。したがって、モニタリング、支払メカニズムという観点でいきますと、なかなかまだ浸透していない、ないしは充実していないというところがあるようでございます。

本来、要求水準書とモニタリングと支払メカニズムというのは入札前に整理をいたしまして、一体的に公表していくということが必要であるわけですが、なかなかそのようには現在いっておりません。当然そういう方向に誘導していくということもございますけれども、その誘導のあり方の一つといたしまして、まず、モニタリングの基本計画の案というものを発注者がお示しする。そして、応札者がそれに対する具体的な方法を提案していく。それで落札が終わって、実際にある程度具体的な運営段階が近くなった段階で、更に実際に近い実施計画というものを作成していくというのも一つの案であろうということでございます。

それから、実際に運営が始まった後に、日報、月報という形でセルフモニタリングということで選定事業者の方がモニタリングの結果を報告するということですが、その際に、その報告の結果を踏まえて、いろいろと発注者と受注者の間で議論をして、どう

したらよりいい方向に進むかということをやっていくということも一つ考えられるわけ
でございます。

実際にそういうことをやった事例がございまして、そういうことをやりますと、1年く
らいたつと、モニタリングによって出てくるような不具合というのが非常に減っていくと
いうこともあるようでございます。したがって、こういった協議の場の設定というの
も一つあるのではないかとということでございます。

それから、次に「建設モニタリング」でございますけれども、こちらについては、御案
内のとおり、仙台で屋根が落ちる等の事例もあり、建設段階でのモニタリングというの
が非常に重要だという指摘が総務省の政策評価でもなされているところでござい
ます。こちらについては、セルフモニタリングが一つの原則ということでござい
ますけれども、最終的には発注者が責任を負うということでござい
ますので、発注者が直接モニタリングをするということも特定の場合については必要である
ということでございます。

それから、最後でございますけれども、「適切な支払メカニズムの構築」ということ
でござい
ます。こちらにつきましては、先ほど事務局の方から、要求水準の中で御説明をし
たところと存じますので、省略させていただきます。

最後でございますけれども、今後の進め方でござい
ます。本日は第24回総合部会という
こと
でござい
ますが、一応7月15日に17回の推進委員会を開催させていただく
ことが予定されております。今日御議論をいただきまして、もし御了解をしていただく
ということになりますと、当然7月15日に推進委員会に上げるわけ
でござい
ますが、そ
こ
で上げたものは、あくまでドラフトという扱いにさせていただく
こと
で今
まで議論を進めてまいりました。一つのドラフトということ
で、むしろそのドラフトを世間に出して
いって、一般の市場の皆様方の御意見をパブリックコメントとして聞いていく
というプロセスを次の段階でやっ
ていこう
こと
でござい
ます。

なお、私どもといたしましては、大体全国5カ所程度で具体的なその中身を関係者の皆
様方に御説明をして、そして御意見を聞く、そういったこともやっ
てまい
ろうと思
っております。パブコメの結果、そしてそのフォーラムで集めた意見の結果、こ
う
い
ったものも含めて整理をいたしまして、再度総合部会にかけていければと考
えて
おり
ます。そしてその総合部会の方で、やはりまだ議論が足りない、もっと議論を
すべき
だとい
うこと
であれば、今後更にプロセスのワーキンググループをやっ
てい
くとい
うこと
にして
い
たら
どう
か
とい
うこと
でござい
ます。

ただ、もしこの段階で、秋の総合部会を開催した段階で、とりあえずこ
こ
で一つま
とめて世間に公表していこう
こと
であれば、そこで推進委員会を開いて公表して
い
く
こと
もあり
得る
のではない
か
とい
うこと
でござい
ます。

以上が概要の説明でございます。

次に、皆様方からいただいた意見についての処理でござい
ます。こちらにつきましては、まず、高橋先生の御意見から御説明をさ
せて
いた
だ
き
たい
と思
います。

まず、私どもの処理の方針でございますが、基本的には、先生方からいただいた意見についてはすべて盛り込むという考え方でやってまいりました。ただ、私どもとしてはなかなか判断しがたいこと、そして、むしろこういった場で皆様方に御議論していただくべきかなと思ったことについては、そういったものとしてここで御披露させていただきたいと考えているわけでございます。

それから、実は、これは総合部会に属されている方については初めて御報告するお話でございますけれども、意見については2回ほど聞いております。まず、第1次案をお示しをして、それに対して御意見をいただきました。それに対して、その御意見を踏まえて直したものをもう一度皆さんにお示しして、それを火曜日締めで御意見をいただいたところでございます。本日、大変作業が遅れて申しわけなかったんですが、私どもとしては、それらに対して誠意を持って対応すべくやってまいったという結果として遅れてしまったというところもございます。深くおわびを申し上げます。

高橋先生からの御意見でございますけれども、参考資料 18 - 3 をごらんいただきたいと存じます。非常に小さい字で書いていて恐縮でございますけれども、まず、第1でございますけれども、これは先生、まず5点ほど、さっき申し上げた5項目の重点課題、これについてはワーキングでは議論をしていなかったのではないかというお話でございますが、これは3月25日に参考資料4の形でお示ししております。したがって、これについては御確認をいただければと思います。

それから、いろいろとほかの検討課題について御提案をいただきました。私どもとしては、こういったことも是非検討すべきだと考えております。したがって、先ほど申し上げましたように、市場からもいろいろと御意見を聞いた後に、先生から御指摘をいただいた点についても、プロセスのワーキングで御議論をしていただくということがいいのではないかというのが事務局の考えでございます。もちろん推進委員会総合部会での御判断によるということではございますが。

次でございますけれども、あとは、基本的には、ごらんいただければおわかりのとおり、大体先生の御意見については取り入れてございます。お時間の関係もあると存じますので、もし先生、これをごらんになっていただいて、やはりこれはちょっと違うということであれば、後ほど言っていただければ、私ども、また検討いたします。

ただ、1点ほどございまして、これはこの場で御議論をしていただきたいと存ずるわけでございますけれども、6ページの「統括マネジメント機能」と。高橋先生、いろんなところで統括マネジメント機能について御指摘をいただいておまして、こういったものについては削除すべきだということで御意見をいただいております。ただ、一方で、こういった統括マネジメント機能というものが必要だという委員の先生の御意見もいただいているところでございますし、また、実際にそういったものを一つ据えて上でやっているようなPFI事業もあるわけでございます。したがって、ここについては、この場で御議論をしていただければと考えているわけでございます。

以上、大変簡単でございますが、高橋先生の意見の関係でございます。

それから、参考資料 21 というものがございます。参考資料 21 の方に、皆様方からいただいた御意見について全部まとめてございます。一応この順番に従って御説明させていただきます。

冒頭、参考資料 21 - 1 ということで、高橋先生からの御意見について御紹介をさせていただきます。

次に、参考資料 21 - 4 でございますけれども、今道専門委員からの御意見でございます。こちら、35 ページをごらんいただきたいと存じます。

こちらについては、「標準契約書モデル及びその解説（案）の主要な論点」、資料 1 をごらんいただきたいのですが、これの 37 ページをごらんいただきたいと存じます。これは任意解除に関わる部分でございます。

今道委員の御意見は、まず、融資契約書がまとまるタイミングというのは、現在の実務慣行によれば、事業契約が作成された後ということになるということでございますので、P F I 事業契約の前に融資契約書そのものにデューデリジェンスを行なうことは困難であるということが一つの根幹かと存じます。もしそういうことをやるのであれば、必要な事項に限ってやるということがいいのではないかというのが御提案かと存じますので、そういった趣旨を表現の中に盛り込まさせていただきました。

なお、これは後ほど申し上げますが、融資契約については、発注者にその写しをすべて渡すべきだという御意見をいただいているところでございます。この点については、そうであるべきではないという御意見も私ども伺ったところでございますので、この場で御議論をしていただければと考えている次第でございます。

以上が今道委員の御意見でございます。

次に、岩崎委員の意見でございます。これも 6 月 24 日提出分に限らせて御説明をさせていただきます。41 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1 番目は総論でございますので、岩崎先生の最初の御意見は、サービス内容の変更に関するものでございまして、私どもの理解は、変更を行なうという際には慎重な配慮が必要であるということであろうと思います。

こちらにつきましては、前書きの部分でそういった趣旨を盛り込まさせていただきました。前書きの（４）の契約の柔軟性の確保というところがございます。そちらのページ数でまいりますと、6 ページでございますけれども、6 ページの上から 2 つ目のポツ、「また、P F I の本質は」以下でございまして、ここのところで変更するという場合については慎重な配慮が必要だということをごらんいただきました。

次に、ソフトサービス等の価格変更に関する規定についてでございます。こちらは、さっき私の方からは、ソフトサービスについては 5 年ぐらいたった段階で見直すことが必要だということを申し上げたわけでございますが、そういった変更メカニズムに沿うようなサービスというものは余りないのではないかと御指摘かと存じます。

こちらにつきましては、ソフトサービスの価格変更に関する規定の4の具体的な規定の内容の前、対処に関わる基本的な考え方でございますが、30ページをごらんください。30ページの小さい字で書いてあるところでございますけれども、「ここで規定するサービス対価の改定方法は、あくまでもその業務のみ切り離して市場実勢価格と比較する（あるいは入札にかける）ことができるような場合を想定しており、対象となる業務は限定される」ということで、できないものは対象にしませんという趣旨を明確に入れました。

それから、その次が「任意解除」に係る標準契約書モデルとその解説ということで、箱ものPFIと運営主体PFIは、解除時の損失補償の考え方が全く異なると。これは、箱ものPFIについてはそもそもプロジェクトファイナンスが成立をしないという、これはかなり大きな論点でございますので、これについては、本日御議論していただくか、または後ほど御議論していただくべき課題かなと思ひまして、私どもの方としては特に回答を作りませんでした。

次に、「法令変更」に関する標準契約書モデル及びその解説ということでございます。

これは先ほど私、法令変更につきまして、直接、間接というような言い方をいたしました。岩崎委員のお考えは、基本的には法令変更が当該事業に影響を及ぼす因果関係があるかないかという問題で、そういうこととして整理をすべきではないかということでございます。

こちらにつきましては、そういった考え方もあるということで、脚注に入れさせていただきました。その脚注の方が54ページでございます。「また、後述する一般的法令変更の場合や、民間収益事業の場合でも、民間では対応できるリスクではないのではないかと考えもある」ということで加えさせていただきました。

以上が岩崎委員からの意見に対する対応でございます。

次に、光多専門委員からの御意見に対する対応でございます。

参考資料の18-2をごらんください。これは、先生の方から、前に意見をお出ししましたが、改めて次の3点に絞って意見を申し上げますということでしたので、それぞれについて、こういった形で整理をさせていただきました。

まず、第1、「内閣府では標準契約書を作ることは無理だったということでしょうか」と。先生の御趣旨はそういったものをやはり作るべきだという御趣旨と理解をいたしました。先ほど申し上げましたとおり、PFI事業の契約例につきましては、このモデルとその解説の中に明確に位置付けました。可能な限り早い段階で添付すべきだということを確認に位置付けさせていただきました。是非推進委員会総合部会で御議論していただいて、可能な限り早く添付できるようにお願いをしたいと存じます。

それから、次でございますけれども、「物価変動に伴う施設整備費の改訂」。これは、先ほどの単品スライド等のお話かと存じます。

これについては、具体的な基準その他について共通ルールを作ることが考えられないかということかと存じます。私どもは、全くそれについて異論はございません。したがいま

して、パブリックコメント等を行ないまして、市場の御意見も聞いたものをまとめた上で、もし必要があれば、推進委員会総合部会のそれが総意ということであれば、そういった議論を今後やっていくということにしたらいかがかということでございます。

それから、次が「管理者等による任意解除については、もう少し論点の整理が必要と考えられます」ということでございます。

こちらにつきましても、今後の進め方につきましては、今申し上げたとおりですので、そういったことについて検討する必要があるということで、総合部会、推進委員会、皆さんの総意ということになれば、当然ワーキンググループで検討していくべきではないかと考えております。

以上でございます。

最後になります、美原委員からの御意見でございます。これは、先ほどの参考資料21の6月24日の提出分につきましては、74ページに書いてございます。

美原先生からの御意見は、字句のところについてもいろいろと御指摘をいただきました。大変どうもありがとうございます。ほとんどのものについては、したがって、先生の御指摘のとおり修正をさせていただきました。こちらにつきましても、もし先生ごらんいただいて、私の趣旨と違うというお話がありましたら、後ほどおっしゃっていただければと存じます。

ただ、数点、これについてもこの場で御議論をしていただいた方がいいのではないかとという点がございまして、それが先生からいただいた資料の「重要論点」と書いてございまして3ページでございます。「財務モデル等の必要性」ということでございまして、先生の御主張は、財務モデルにつきましても、基本的に発注者、受注者の間で合意をするという必要性はないのではないかと。本来、解除等に必要な限りで合意する事項を絞っていけばいいのではないかとという御議論かと存じます。一方で、そういったことをむしろやるべきだという御意見もございました。したがって、この点についてはこの場で御議論をしていただければと存じます。

あと、財務モデルについていろいろと先生御議論をいただいているところでございまして、それから、7ページの「重要論点」のところでございます。これは融資契約。融資契約について、むしろ発注者の方に写しを渡すべきではないかという御議論であると思います。これについても委員の皆様方で御異論もございましたので、この場で御議論をしていただければと存じます。

残りは、基本的には、資料2の方も含めて、先生の御意見は概ねと申しますか、すべて反映させていただいたつもりでございます。もし、先生ごらんいただいて、これは私の趣旨と違う、こういうふうに直してほしいということがありましたら、後ほどおっしゃっていただければ対応させていただきたいと存じます。

私の方からは以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、時間もあれですが、ただいま御説明

いただきました3つの点について御議論願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員 資料についていいですか。

山内部会長 どうぞ。

A委員 全部で資料がありますが、参考資料でいきますと二十幾つまで。

山内部会長 23ですか。

事務局 議事次第の方に全部リストになっていますけれども、そこで24まであります。ただ、冊子になっているものが2つあって、それは、番号を付けてごさいませんので、そういう格好になってごさいます。

A委員 お伺いしたいんですけども、資料ですね。私の方の質問もこの中で、21ですか、入って入って、それについての回答というのもちょうだいしているんですが、それは入っているんですか。

事務局 既に先生の方にお送りした回答でごさいますよね。

A委員 ええ。

事務局 それも入ってごさいます。

事務局 既に先生の方にメールで回答させていただいたものがあるかと思ひます。

A委員 同時にメンバーリストみたいなものをいただいている。それは何ですか。

事務局 先生がおっしゃっているのは、内閣府の方で専門家の方からいろいろと意見を聞いておるといふことだが、そのリストを出してほしいといふことであつたかと存じます。その件につきましては、参考資料の17をごらんくださいませ。私ども、なかなかこういったことについて専門的な知見もごさいませんし、また、その能力もなかなかごさいせんものですから、弁護士の先生方とか、民間の事業者の方とか、発注者の方にいろいろとお集まりをいただき、具体的な現場でのお話ですね。こういったことについていろいろとお知恵をいただいたところでごさいます。契約の標準化と要求水準の明確化、それぞれ御専門の方が違ひますので、2つに分けてそういったものをやらせていただきました。そのリストが参考資料17でごさいます。大体こういった方は、PFIの業界にいらっしゃる方であれば、どういふ方が御存じかと存じましたので、あえてプロフィールについてはお付けをいたしませんでした。

山内部会長 そのほか、御意見いかがですか。

A委員 先ほど、事務局からの御説明で、プロセスが7月15日に委員会を開くと。私なんかも早とちりで、そこで最終的に公表するといふベースで作られるのかなと思ひていたんですが、それから検討のプロセスの時間はあつると、そういうことで今後は進むといふことですか。

事務局 事務局としては、そういう考え方であります。ただ、これ、事務局の案でごさいまして、最終的にお決めになりますのは、推進委員会ないしは総合部会の皆様方の御判断と存じてあります。

山内部会長 基本的に、参考資料3で7月15日に推進委員会を開くと、そこで一度議

論していただくということにして、それからパブコメをかけるということですね。パブコメをかけた後、当然反応があるわけですから、そのままというわけにいかないで、秋に総合部会をやります。それでよければあれだけども、いろいろな御意見があれば、ここにありますように、必要に応じて4回、5回のワーキングをやると、こういう。

A委員 そうすると、7月15日にはかなり確定ベースというのか、あるいはこれで検討してくださいという提案ベース、一応委員会としての公的な意見として出すと、こういうことでございますね。

事務局 先生おっしゃるとおりです。確定版ということではございませんで、世に問うものを総合部会ないしは推進委員会として整理をしたということでございます。

A委員 そうしますと、ちょっとよろしいですか。我々何をすべきかということ考えてなければいけないので。

この御回答いただいた中で、私がお聞きしているのと違うなと思っていたのは、ワーキンググループというのはそのもの自体は、法的に別に根拠があるわけではなくて、委員会があって、委員会に対して部会が提案をします。しかしながら、作業が必要だから、ワーキンググループというのは作業部会だと。これまでも作業部会として我々としてはやってきたわけですが、特に最初のガイドラインなんかを出すときには、事務局の方も大変でございましたし、参加する委員、専門委員の方も、原稿書きからかなり参加していたわけですね。

それに対してちょっと違うなと思いますのは、今回このリストにある2つ、実は私は25日にこの回答を拝見したんでございますが、それまで一体何をなさっているか、さっぱり知らなかった。それで、実はこういうつまらない話を申し上げるのもあれですが、我々、どう位置付けられるかということで、時間的に考えますと、要するに、この原稿というのは、ワーキンググループで作業したんじゃなくて、ワーキンググループで検討してくださいとして出されたものですわね。それで、いろいろ意見は確かに出ているんでございますけれども、こういうつまらない例を申し上げてあれでございますが、最近、ウナギだとか牛でいろいろ問題になっているんでございますけれども、前は、我々が作業をして、それについて必要な専門家なり実務、例えば地方の公務員の方とか、やっている方の御出席をいただいて意見を聞いたりとか、そういうふうに進めてきた。私は当然そういうものだろうと思っていたわけです。それで、ここに書いてあられる方々というのは、これまでも席上、事務方とか、あるいは座長の方々が専門家とおっしゃっていただける方々なのだろうとは思いますが。しかしながら、そうだとすれば、ここに税金の話がありましたので、お伺いしていたわけです。これは、この席が、つまり、ワーキンググループが3回開かれた。そのときの日当等の費用であると、こういう御回答であられるかと。それを敷衍して考えると、かなりたくさんの方々がいられるというのは、ここの席に出られて、共通の方もおられますけれども、当然趣旨が違うわけで、税金の負担がなくボランティアなのか、ほかにスポンサーがいられるのか分かりませんが、そういう外部の席でお作りにな

ったものがそのままドラフトなり案なりのこととして出された、こういうふうには受け取ったわけでございます。

そうすると、つまらない言い方でしますと、一体幾らお金をかけて作られたのか。六十何万で済んだのかなど。そういう御回答ですからね。それ以上については、委員会でも何も承知していないのだろうと。私も聞いたことはないんです。そういう位置付けで。

しかし、外部の資料につきましては、ここにおられる委員の方も非常に立派な本を書かれて、私も読まさせていただきましたけれども、意見が違って、それは参考意見として極めてウェルカムでございまして、そういうのはどんどん参考として見させていただいていいんだろうと思いますよ。そういう意味では。しかし、委員会の案で最終的に出るといふことであると、これはどうなんだろうということを実は感じざるを得ないんです。

内容については、これから御議論なんです、ざっと申し上げますと、大きな問題でも、例えば財務モデルの問題、あるいはSPCに関する記述、あるいは官庁、一応直されたとは言いましたけれども、もともとのPFIに関するノウハウの集中をどこでやるか、これは極めて重要な課題ですけれども、その書きぶりについては非常に問題があると思っています。これは私の勝手な意見じゃなくて、PFI法と基本方針とそのときあった議論と踏まえて考えますと、まさにそれに反するんだろうと思っています。

紛争解決につきましては、兼ねてからこれは課題でございまして、議論が進んでいないうちに結論みたいに出すというのは、非常に危険なところですね。一般論としてちょっと参考の注書きをする程度なら、もっと進んだ議論の方がよろしいかとは思いますが、いかにも委員会として出すには、重要過ぎる、このままでは問題が起こり得るかもしれない。あるいは、書く中で、私も今回新しいところに目を通し切れていませんが、民間収益事業のあり方というのは、私が拝見したのは、先日ちょうだいした方で拝見しておりますけれども、これなんかは、どう見たってPFIの構造を理解していない方が書いたとしか思えないんです。

統括マネジメント。これについてであります、私も意見で申し上げておりますけれども、これは議論をしていただくというのは当然だろうと思っておりますけれども、これも非常に問題のあるあり方。というのは、PFIとは何かという根源的なところに及びかねないものについて、いとも簡単に統括マネジメントというのが入ってきている。

サービスプロバイダ。この辺の議論も前にありましたね。これは、いかにも統括マネジメントが有効であると、そういう趣旨でお書きになっていらっしゃるんですけども、果たしてそうなのかと。サービスプロバイダ。フランスのビベンディなんかは職業替えしてしまっただけでございますが、現実にはそういう業者さんが役に立つのは間違いないんですが、その辺の位置付けというのはここに書かれていたような内容ではないのではないかと。

あるいは、資料2-2は撤回されたかと思いますが、これについては撤回した理由を別途明確に教えていただきたいんですが、その中の一つに、例えば融資の資料だと

かということについてもあります。先ほど金融機関の方々は、事前には出せないんだと、そういうこともあります。この辺はいかにも煮詰まっていない。そういう段階で、いかにも委員会として提示するようなものとして出すというのは不十分すぎるような内容ではないか。

ざっと挙げただけでも8つ。もっとあると思いますよ。だけど、私が気が付いた大きなものだけに限って見ても、これだけあるんです。これを、いくら途中の案だといっても、一応総合部会、委員会、その議論を経て、これを公に供するということになりますと、そのところは何でも出せばいいというものじゃないんだろーと思います。確かにここに参加されているメンバーの方々の御発言では、早く出せと、こういう議論があったのは事実でございます。それについては民間でいろんな意見があるというのは、本だとか、ガイドブックみたいなものであるのは確かに間違いなくあるんです。しかし、委員会として出すには、そういうものを全部含めて検討した上で、公正妥当な、だれしも問題のないような方向へ導く線を出すべきなんだろうと私は考えております。

ちょっと長広舌になって申しわけないんですけども、そもそもPFIといえますのは、もともと出てきましたのは平成10年2月の政府の総合経済対策から出てきた。そのところに、先のことと考えて、ある程度のこと、言葉は簡単ですが、モラルハザード、避けるべしという趣旨がはっきりと出ています。特に民間収益事業のところの書き方を見ますと、今までちょっと議論があったんですけども、まさにこのとおりに書きちゃったら、全く反対の結論になるんじゃないか。非常に問題の多い表記なんですね。したがって、そういう意味で言いますと、内容的にまだまだ問題が大きい。「てにをは」どころか、コンセプトそのものに問題がかなり大きなものが残っている。

一方で、2003年ですか、私がまだまだこういうペンディングが残っていますよとガイドラインが出たときに申し上げたリストで、そのころはまだ8つだったんですが、その中に標準契約というのがあります。その標準契約がなぜ必要か。個々具体的な事業分野とか事業類型ごとにかなり事情が違う。本質的な問題も含んでいる。簡単なことを申し上げますと、BTO、BOT、BOO以外にも、当然のことですが、ROというような類型もあるんですね。特に今後はROというのはPFIの分野では重要な類型になってくるんじゃないか。そうすると、全く契約書に書いてくる文言の内容が変わってくるわけです。

そういうことを考えますと、「標準契約書モデル」という言葉でかなり誤解を受けるのではないか。むしろ望ましいのは、各類型だとか構造に合った、もちろん個別の案件ごとに違いがありますけれども、主要なところは大体そういう項目をずっと挙げていけば、契約書としての体をなすというものを目指すべきだと思っていますし、標準契約書モデルということだと、私なんかもそれを考えるわけです。そうしますと、これはちょっと問題な表現になってしまうのではないか。

そうすると、15日に上げるのは結構なんですけれども、今日これだけの大量、ボリュームのある資料をポンと出されて、はい、どうですか。これは正直無理だと思いますね。

できればお願いしたいのは、私ども、ちょうど6月というのは忙しい時期なんですけれども、なるだけ時間を割いて目を通したいと思いますが、少なくとももう一回は総合部会を開いていただいて、それぞれの意見表明もあるでしょうし、少なくとも確認をするような場を設けていただきたい。そういうお願いを最低限したいと思います。

事務局 部会長、意見ございますが、よろしいですか。

山内部会長 どうぞ。

事務局 これは推進委員会の総合部会でございます、A委員を含めて15名の委員の皆様から構成されております。残り時間30分をもう切っておりますので、A先生以外の皆さんの御意見も是非お聞きいただければと思います。

山内部会長 ということで、Aさんからああいう意見が出ましたけれども、ほかの皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょう。どうぞ。

G 専門委員 すみません。5時から授業があるので、もう退室しなければいけないので申しわけありません。

私、ワーキングに出ておりましたので、本日はワーキング以外の委員の先生方に、どういうふうに考えられるかという意見を主に出していただいて、結論を得ていただければと存じます。

山内部会長 という御意見もありますが、いかがですか。どうぞ。

B 専門委員 かなりよくなっていると思います。御趣旨のほどはよく分かりますが、ただ、A先生のおっしゃっておられた明確な論点があるというのも事実だと思います。

それと、確かに今、事務局からも、これは論点の論点と言われましたけれども、それは、今日の総合部会の委員の先生方の意を聞いても恐らく尽くせない。恐らく別途総合部会の先生から書面で意見をいただくなり、調整しなければいけないですし、そういった意味においては、A先生のおっしゃること、もう一回開いて見て調整してみるということは、ステップとしてはコンセンサスにより近づくのではないかと思います。

C 専門委員 私は全く反対でございます。まことに今日そのような発言を聞くことは心外でありまして、前回、ここでお話ししましたように、これはドラフトであると。我々のパフォーマンスを問われているということを申し上げました。そのときにおっしゃればいいことでありまして、そのときに不同意を明確に表明されずに、またこういう皆さんの総合部会でドラフトを開けて、むしろ我々15人の枠ではなくて、一般のさまざまなPFIに関わっている方々の広く御意見も伺った上で、そのフィードバックをもらってよりよいものを作っていこうということで合意にしたにもかかわらず、今日この時点で今までの積み上げに対して、このような御発言があるということは、私は大変心外でございます。

B 専門委員 済みません。私、前回出ていなかったものですから。

A 委員 ちょっとよろしいですか。私はまだ議事録を確認していないんですが、テープを何度も聞きました。そこでの私の理解でよろしいでしょうか。

先日来、C 専門委員は、要するに早く出すようにと、こういうことをおっしゃられた。

私の意見は全く反対だ。一方で、簡単で分かりやすいものを出せと。そういう意味では、資料2 - 2を付いている段階とおっしゃっていたわけですね。間違いございませんわね。

山内部会長 資料2 - 2というのは何ですか。

A委員 契約書です。

山内部会長 前のやつですか。ワーキングのときの。

A委員 そうです。今回、撤回するということではありますが、ある段階で非常に細かな、見逃したら大変なことが大部の中にポツと入っているような、そういう中で、早く出せ、早く出せとおっしゃっていたかと私は理解しております。そういうことは、御自身の本の中でそういう内容のことを書かれるのは非常に結構でございますよ。しかし、委員会として出す以上、それによろしいんでしょうか。その意味では、私は非常に責任があるんだろうと思っています。

そうすると、進め方でまず申し上げますと、C委員の意見に対してどうかという以前に、15人一致しているかどうかなんていうのは、個々に確認していないでなぜ言えるのかと。会社法が今度変わりました、取締役の責任というのは、個々の意見ごとに決まるわけです。賛成なら賛成と、この内容でいいという保証書を書いていただきたい。私はそう思います。私はそういう責任を負っている以上、課題があるんだから、本当はもっと詰めると、細かな「てにをは」なんか私は問題にしているんじゃないんです。そんなつまらないことを議論しようとは思っていません。しかし、極めて重要なことが含まれているから、そういうものを見逃したまま上げるんだったら、それでいいとお墨付きを出していただきたい。C先生にはそうしていただきたい。

もう一つ申し上げたい。このメンバーを見ますと、H専門委員が乗っかっていらっやいますよね。この委員会というのは2つあります。タイトルが長いので、勝手ながら、私は少なくとも知らなかったから、標準契約の方は闇のタスクフォース1、あるいは闇1としましょう。2番目の方は、闇のタスクフォース、闇2。この存在を私は知らなかったんです。何でそこから出てくるのか。H委員の発言も私は何遍も聞きましたよ。何とおっしゃったか。私はそのことが刑罰的に問題などと言う気は全くないけれども、少なくとも道義的には問題だろうと。非常によくできている。そうおっしゃった。早く出しなさいと。何のことはない。

例えば、こんな該当があるか知りません。クラスの生徒が、これは校長先生が書いたものだから、あなた聞きなさいと。後でわかったら、何のことはない、その人が書いていた、そういう構図じゃないんですか。違いますか。

山内部会長 Aさん、個人的にどういう意見を持っていたかについて議論はしても、それはそれぞれの委員の意見だと思えますよ。ですから、そこを今ここでやってもしょうがないと私は思っています。

A委員 しかし、15人が一致して賛成したと決め付けているというのはおかしい。

山内部会長 ちょっと待って。15人が全部一致してということじゃないと思うんです

ね。今日もそうなんですけれども、これは多数の意見で決めるんだと思いますよ。総合部会であれ。Aさんの意見は非常に有力だし、重要なことだから、皆さんお聞きになってどう考えるかだと思うんです。

A委員 だから、意見の違いはいいんです。だから、それは明解にしてください。

事務局 お話中でございますけれども、御案内のとおり、民間資金等活用事業推進委員会令というものがございます。この中で、議決については明確に規定がございます。本日の参考資料の22でございますが、議事につきましては、委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるという規定がございます。なお、これは総合部会にも引用されているところでございます。これがこの推進委員会ないしは総合部会のルールではないかと存じます。

A委員 しかし、それはワーキンググループに適用されるんですか。あるいは、政令にありますように……。

事務局 今日は総合部会ですから、総合部会です。

A委員 そうなんです、ワーキンググループから出てきた材料ですよ。そうですね。その次に、政令を見てみますと、事務当局の役割というのも出ていますね。そういうことを勘案して我々は、どういう法的な根拠があるのかを考えて出すべきだと。基本的に私は初めからそういうことを申し上げているので、法的な根拠は一体何なのかということを知りながら出さなければいけませんねと、そういうことを申し上げていたんです。

山内部会長 昔、でも、もともとこの推進委員会でワーキンググループを作って、それでガイドラインとか作ってきましたよね。同じことですよ。

A委員 同じことだったら、私はあまり問題ないです。闇の何か知らない、私なんか全く25日まで知らなかった。そこで作られた原案が出てきたということを私は申し上げているんです。

山内部会長 作業部隊みたいなのがあったということ自体ですか。

A委員 うん。私なんかは知らなかったですからね。

事務局 それは山内先生からも何度もワーキングでお話が出ました。

A委員 具体的に出たのは25日ですよ。私が知らされたのは。

事務局 その前から出ております。

A委員 具体的には何も出ていなかったです。そんなつまらないことを議論したくないですがね。

山内部会長 作業部隊を作るという話はしたんです。

A委員 あった方がいいなと。しかし、それは、従来ですと、ワーキンググループに御参加していただいて、実際、分担なんかを決めて、原稿をばらばらにして書く、そういう経緯もあったんです。

山内部会長 かつてそういうことをやりました。

A委員 それが、私なんかは、ワーキングというのはまさに作業という意味ですからね。

4号館の外にあるなんて、想像だにしないことですよ。こういう言い方は何ですけれども。

事務局 先生、誤解があると思いますけれども、私どもが標準契約書と、こういったものを作るということは、はっきり言って我々の能力ではできません。したがって、我々としては、まず、よろしいですか、基本的には、今回のものの執筆責任は私ども推進室の方にございます。したがって、先ほどH委員のお話をされましたけれども、このドラフトを書いたのは私どもでございます。ですから、その責任はすべて私どもにあります。ただ、私どもは専門的な知見が必要ですので、そういった方たちの知見をいろいろ伺ったということでございます。そうでなければ、私どもとして責任を持ってワーキングに出せるようなドラフトを作れないので、そういった方たちの御意見を聞いたということでございます。

A委員 ならば、なぜワーキングの席でそうしなかったんですか。初めから。

事務局 おっしゃっている意味がよく分からないんですが。

A委員 初めからワーキンググループ、ワーキングというのは提案権があるわけじゃない。提案する内容を作業する部隊。だから、お答えの中で変だなと思ったのは、ワーキンググループというのは、言ってみれば作業をする。汗をかき、足を使う、そういう部隊だと。従来からそういうことだったから、私もそういう理解でいた。

山内部会長 前にAさんとはずっと10年近く一緒にやらせていただいて、ワーキングをやりましたけれども、あのときと多分問題の複雑さが格段に違って、今や300件も案件が出ていて、物すごく複雑な問題が出てきていて、しかも、今回出すような内容というのはかなり実務的なところですよ。そうすると、昔やっていたワーキングみたいに、ある意味では単純な議論を重ねただけけれども、そのレベルじゃないので、事務局としては、だから、出す資料をタスクフォースで作らせたんだと思いますけれども。

A委員 大変だというのは別に否定しません。それに見合った体制を作るように、総合部会から委員会に上げるなり、その上での話です。

六十何万円で云々というのは非常に重要なことで、これは予算を使う。ちょっとお答えの中で実際の記録とちょっと違うなと思うんですが、確かに税金を使う以上責任があるんです。間違いありませんわね。ならば、六十数万円以外でそれはなさっているわけでしょう。この回答から見ると。専門の方にお見えいただいて作業していただくなら、それは日当たり何なりは予算の負担で、これは不自然ではありませんよ。私もそんなのをやめるなんて一切言う気はありません。ありませんけれども、例えば、ワーキンググループの席では、どなたがどういう御意向かというのは、テーブルを拝見したりしましたけれども、外のグループのことは一切知らないんですから、何が話されたかも分からないんですから、そういう状況自体が私は必ずしも事務当局の責任で全部ドラフトを上げるなんて、そんなことを申し上げてはない。政令で書いてあるのも、別にそんなことを言っているのは、あくまでもサポートですから。そういう意味では、ちょっと極端なことを言えば、それ以上のことをなさっている、そういうことじゃないんですか。

事務局 事務局としては、どういう結論になっても結構です。基本的にお決めになりますのは総合部会でございますので、総合部会のほかの皆様方の意見も聞いていただいて、総合部会の意見として結論を出していただきたいと存じます。

A委員 それはそれで、そういうことで押し切られるのは結構ですが、その中で明解に私はここを承服できない。そういう意見については、当然添えていただけますな。よろしいですな。

山内部会長 Dさん。

D専門委員 済みません。いろいろ議論が錯綜して。A先生が問題になさっているのは、この案というものをパブコメにかけるタイミングが早過ぎると。もうちょっと総合部会なりワーキンググループなりでいろいろ精緻化して、それを出した方がいいということで...
...

A委員 精緻化ではありません。

D専門委員 精緻化ではなく、もっと議論を重ねた上で責任を持って出した方がいいという御意見だと承ったんですけれども、それにもう一つ別の論点があるようで、つまり、この案を作るに当たってのプロセスというのが、ワーキンググループできちんと検討すべきであったけれども、タスクフォースから上がってきたものをワーキンググループが検討するという形では、それはデュープロセスではないというような御意見なのかなと思うんですが、今重要なことは、ワーキンググループでもいろいろ議論がありまして、もうちょっといろんな議論を重ねてから出した方がいいという議論と、それから、今、318件でしょうか、そういうものが動いておりまして、半数以上がオペレーティングの段階に入っていると。いろんな問題が出てきているところでありまして、これからも民間、PPPを進めていかなければいけないという日本の状況において、どういうふうこれから、いろんな問題を解決しながら、いわば生成しながらやっていくという状況にあると思うんですね。それは、私が所属している市場化テストの方でも同じような状況でありまして、市場化の方は非常に短時間、そんなに長期間ではございませんので、それほど複雑な問題がないと言えないんですけれども、官民が協働してやっていくという意味では、いろいろなコミュニケーションの問題ですとか、サービス水準の問題ですとか、いろいろな問題があって、それもいろいろ、簡単なものについては、定型的なものについては標準的なものを作ったりとかしながらやっていくというような、進みながらやっていくというような状況にあるんですね。

ですから、今、状況、環境的には、社会的な状況、日本の財政状況、大変ですから、いろいろPPPを進めていかなければいけないという段階で、問題を非常に効率的に進めていくにはどうしたらいいかという論点が大きな論点としてあるんだろうと思います。

そのときに、ここでいろいろな知見を寄せ集めて一生懸命検討して、責任を持って出すということも重要な観点かと思えますけれども、まだ不十分な点、いろいろな議論を尽くせないところがありますが、それをまた市場といいますか、世の中に出して行って、パブ

コメをもらって、それをまたフィードバックをもらった上でワーキンググループなり何なりを開催して議論を積み重ねていくということも一つのイノベティブなステップではないかと私なんかは思っております、そういう進め方もあるのではないかとということだと思えます。

A委員 よろしいですか。もしそういうことであれば、かねてから時間がないというときに、最初にマッピングをすべきだと。例えば3次元のものを考えたときに、どこどこをカバーして、問題点というのがあるわけですから、そこを集中して議論すると、時間が足りないわけですね。だから、そこだけを出せばいい。

しかし、そうなりますと、残念ながら全体をカバーするような標準契約というスタイルになかなかならない。個別テーマに議論して、こうではないかと、そういう格好で、多少、一つではなくて、そういうのならいいんです。

ただ、そうなりますと、標準契約書モデルという言葉と、あともう一つは、中に、PFIコンセプトとか事業コンセプトとかいうような従来のPFIの構造の中で基本計画とか基本構想とか既に取り上げられている、しかも法的にある程度リファインされているような言葉をすっぽかして、いきなりそういうものを出していく。そういう原案が出てくるというのは非常にまずいのだろうと思うんです。そうしたら、ここは、そういうむだな、よけいなことは省いて、ある程度集中して説明を出さざるを得ない。

しかし、一方で、先ほどN先生もおっしゃっていましたが、標準契約の必要性というのは間違いなくあるんです。あった方がいいんです。しかし、あったものを出せば、トラブルというのは現実には起きている。そういうことを考えれば、拙速で、いかにもでき上がったような標準契約をいきなり出す、これはこれで問題なんだろうと思うんです。だから、そういう形を出すのであれば、それこそ分かりやすい、どこをどう言っているのかわかる。個々の事業ごとにどこを検討しなければならないと、そういうものがちゃんと指摘されている。そういった形を出すなら、私は非常に結構だと思います。そういうことを申し上げているんです。

E委員 Aさん、いつもそうやって言われたので、今回、標準契約モデルという言葉で言っているこれは、全然標準契約書モデルを全部カバーしているものじゃないですね。基本的に。

A委員 言葉を変えなければだめですね。

E委員 この前も議論して、これは契約の標準化をしているわけで、そのときに最初に明確に議論したのは、論点がこことこことこでありますと。だから、エッセンスとして、この問題についてはこういう標準的な契約があり得るのではないかと論点だけを行っているだけで、さっき説明があったように、例えば契約の変更というのはどうするとか、解除をどうするとか、それについてやっているだけだから、要するに、これを見たらすべての契約について一から条文を書けるかということ、そういうわけじゃない。全く。そういう意味では、要するにエッセンスの、しかも問題点、今問題になっているところだけを書

いてあるんだから、おっしゃるような意味で、いろいろな分野によって違いはあるんだけど、わざわざここではエッセンスだけを持ってきていて、要するに、分野で違わないところだけを持ってきているというように考えているんだけど、そうでしょう。

事務局 おっしゃるとおりです。

H 専門委員 ちょっと今の大きな議論と外れてしまうんですけども、先ほど A 先生の方から名指しされたものですから、そのところだけちょっと御説明しておいた方がいいかなと思うんですが。先ほどのタスクフォースという存在ですね。学識経験者、実務の経験者、私の方に声がかかったのは、こういった短期集中で、契約、要求水準、VFM はこれからですね、まだ始まっていませんけれども、そういうものを総合部会の下でワーキングを作って、そこで議論して総合部会に上げるんだと。ただし、ワーキングの中でもなかなかそんなに進捗するわけではないから、ワーキングに上げるたたき台をそこで是非議論してくれないかと。そういうふうにお声かけいただいたものですから、私の方は喜んで参加いたしました。

それで、ちょっと誤解があるかなと思っているのは、その中でも、例えば標準契約書に関して言うと、「標準契約書モデル及びその解説」というのと、そうではなくて、一般的な論点の整理と、大きく 2 つあります。たしかタスクフォースの中の議論だったかと思いますが、私の方も標準契約書モデルそのものをよくできているとか、これをこのままでいいから出してくださいというように言った覚えはなくて、逆に、論点のところは非常によく整理されているけれども、この論点をトレースした形のものとして契約書の標準的なモデルを出すにしても、これはそれほどまだ練れていないし、論点との整合性もとれていないから、ここはいかがなものかという、そういう意味では、私自身が契約書そのものを出すには異議を唱えている、そういう立場です。

A 委員 それはわかりました。

H 専門委員 ですから、標準書モデル自身が私のタスクフォースなりワーキンググループの資格として、これは非常に良くできているからすぐ出すべきだというように申し上げたことはございません。

A 委員 そうですか。それは分かりました。しかし、私が誤解なのかもしれませんが、私の質問が、この案の方ですよ。タスクフォースなり、それは分かりませんよ。ワーキングチームなのか分かりませんから。出てきたのは、どういう御立場で書いたのか、それを知ったから、私は意見の必要があれば申し上げたいという回答の中で出てきたわけです。

H 専門委員 それはタスクフォースのメンバーがでしょう。

A 委員 答えとしてね。私はそれを要求したわけじゃないんです。どの部分を、どなたが、どういう専門知識のある方が、あるいは PFI の、私の質問書を見ていただければ分かりませんが、どなたが書かれたか。立場によってあるでしょう。あるいはひょっとしたら利害関係があるかもしれない。だから、そういうところを個々の部分ごとに書いたもの、言ってみれば、この資料にどなたが執筆したということだけでも結構だから、それをいた

だきたい。そうしたら名簿が出てきた。

山内部会長 それはちょっと違う。だって、さっきから言っているように、このドラフトは事務局が文責があるので、タスクフォースには別に何の責任もない。話を聞いているだけなんだから。

A委員 答えがたまたまそういうふうに戻ってきたから、私はそういうふうを受け取ったわけです。

I委員 タスクフォースのメンバーは一切書いておりません。

H専門委員 それと、もう一つ申し上げますと、そういった立場で、言ってみれば、昨年11月に報告書を出して、課題の抽出が行なわれました。ただし、その課題に対しての、今度はPFI推進委員会としてガイドラインの改定であるとか、報告書であるとか、そういう意味では具体的なものを示す必要があるだろうと思います。そういうものに資すると思って私どもは協力しています。その中で決して間違っただけを言っているつもりもございませんし、そういう意味では、議論の内容については、少なくとも私の立場上は自信を持って申し上げているつもりであります。

A委員 先ほど私が問題としていました民間収益事業のくだりなんかは、私はH専門委員が書かれたかどうか、はっきり言って存じません。どなたが書かれたか分かりません。あるいはそうでないのでしょうか。もしその辺だったら、タスクフォースのテープを是非ともいただきたいんですが、例えば、そういう問題のある箇所をどういう御立場で書かれたのか。そんな簡単な問題じゃないんですね。今までの議論もあつたしね。委員会なり総合部会で。

H委員 私はタスクフォースの議論には参加しておりますが、私自身がドラフトしたわけではありません。契約の専門家が作業していただいたと理解しております。

E委員 問題を整理したいんですけども、Aさん、基本的に2つ御指摘されていると思う。1つは手続論で、それともう一つは、この内容について。内容については、直すということだと思います。それは事務局も全く異存なくそうだし、それから、今おっしゃったような、私は具体的に知りませんが、収益事業について本質的に違うんだということであれば、それは重要なことだから、それは直さなければいけない。直していきましょうというのが1つですよ。

手続論は、それはもちろんあるかも分からないけれども、ただし、今ここで手続論をして、全部始めるとするのはもう無理な話ですよ。はっきり言って。それは時間の問題とかそういう問題じゃなくて、我々は仕事を次に進めていかなければいけないという問題があるので。だから、時間をとるんだとしたら、例えば、パブコメの後とか、ワーキングをやります。これ、いいですよ。それがありますね。一つ。

それから、御指摘のように、7月15日までにもう一回総合部会を開くか開かないか、これは物理的に無理かどうかという問題があるので、例えば直したものを皆さんに見てもらおうとか、持ち回りとかいろんなことがありますよ。だから、そういう形で、とにかく確

認をとった上で、それで委員会に諮るということでもいいじゃないですか。

A委員 少なくとも内容につきましては、おっしゃるとおり、最低限持ち回りで、最終的な内容を皆さん目を通していく格好でやっていただきたい。

E委員 手続論は、おっしゃることはよく分かるし、もっと別のやり方があったかも分からないというのはあるんだけど、それは委員会に諮って、その後、プロセスのワーキングとかいろいろやるんだったらば、もう一回そこで仕切り直したらいいですね。

A委員 今後の件についてはそういうことにするしかないですわね。過去のことは過去のこととして、これは別の議論としてあるのかもしれない。ただ、今後、パブコメ以降の検討は当然必要になると思いますので、それについて、総合部会での統一した意見としてこういうふうに進めたいんですがということであれば、それはそれで。これを今出せといってもそれは無理でしょうけれども、持ち回りでもあと一回できれば、あるいは定足数と関係なく議論を出せる場でもできる。もちろんそれは持ち回りです。

E委員 実際にこれだけの人を集めるのは大変ですよ。日程的にはほとんど。だから、まさに確認をとる場所ということにならざるを得ないかも分からないけれども、という形で、内容についてはそれをやったらいいじゃないですか。

A委員 内容は急ぐのであれば、そういうことでまずは進めていただければと思いますが。

山内部会長 ということでよろしいんじゃないですかね。

事務局 それでは、一応今回お配りしたものにつきまして、もう一度総合部会を7月15日までにやるということは、今、山内部会長がおっしゃったとおり、物理的に困難であると思っております。したがって、今回もA先生から、A先生、さっきいろいろとおっしゃいましたけれども、おっしゃった点、かなり私ども直しております。ですから、もう一度まずごらんをいただきたいということと、それから、更にまだこういうところを直すべきだということがあれば、できれば修正案の形でいただければ、私ども、もちろん対応させていただきます。それで、7月15日までにそういったものをまとめて、15日に推進委員会にかけさせていただいて、それでとりあえずのドラフトということで世間に出させていただいて、それで皆様方の更に大きな意見を伺いたいと思います。

今後の進め方につきましては、今、A先生からいろいろとお話をいただきましたので、十分そういった点を踏まえて進めていくべきだと事務局としては考えております。

山内部会長 ということで進めたいと思います。御意見あることはよく分かりましたし、我々も直すべきところは直さないと、恥ずかしいものになると思いますし、きちっとしたものを作りたいたいと思っておりますので、御協力いただきたいと思っております。

B専門委員 修文で手を入れますから、ドラフトを送っていただけるようお願いできますか。

山内部会長 まさにそういう形にさせていただきます。

A委員 そのときに、コツといたしますか、日付を右肩に入れていただいているのと、入

っていないのとありますので、どうやってたどるのが、ちょっと時間なので、最新のものが分かるようにしていただきたい。

山内部会長 バージョン管理ですね。

事務局 とりあえずは、今日、皆様方にお届けしたものを電子ファイルでお送りするというのでよろしいですか。

B 専門委員 結構です。

事務局 分かりました。

山内部会長 時間の関係で、今日全然御発言いただけない委員もいらっしゃって大変申しわけないんですが、ということで進めさせていただくので、後で御意見があるところは、またメールなり何なりでお出しただいてというように思います。

F 委員 今のような議論の経過ですと、世の中にドラフトを問うにしても、なるべく推進委員会として意見が一致した方がいい。しかし、それを多数決で全部押し切ってしまうのは、こういうドラフトを出すとき、いかがかという気もします。もし決定的な対立がある項目がありましたら、無理をしないで、意見を併記するとか、工夫をしていただきたいと思います。

事務局 基本的には、私ども、そういう考え方で全部併記をしております。明らかに意見が食い違うところは、今回も削除をいたしました。

山内部会長 ということでよろしく願いいたします。

それでは、大変御熱心に御議論いただきましてありがとうございました。先ほどのような段取りで進めさせていただきますので、本日の会議につきましては、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 1点確認をさせていただいてよろしいでしょうか。資料につきましては、原則としてすべてホームページ上で公開ということに決まっておろうかと思えますけれども、そうしますと、今回お出しした資料、皆様からいただいた御意見につきましても、すべてホームページ上で公開ということになりますけれども、そういう形でよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

- 以上 -